

## 議案第54号

### 鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正について

次のとおり鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県障害者施策推進協議会条例（昭和47年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>鳥取県障害者施策推進協議会の設置に関し必要な事項を定めるとともに、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条第3項の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>本県の障害者の福祉に関する事項の調査審議等を行わせるため、鳥取県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、<u>鳥取県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者基本法第26条第2項各号に掲げる事務
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項及び第2項に掲げる事務

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 略
- (2) 障害者関係団体の役職員
- (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者
- (4) 略

3 委員の任期は、前項第4号に掲げる者のうちから任命される委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 略
- (2) 障害者関係団体の代表

(3) 略

3 委員の任期は、前項第3号に掲げる者のうちから任命される委員を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 略

(会議)

第6条 略

(雑則)

第7条 略

第3条 略

(会議)

第4条 略

(雑則)

第5条 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(鳥取県精神保健福祉審議会条例の廃止)

2 鳥取県精神保健福祉審議会条例（昭和40年鳥取県条例第33号）は、廃止する。

(準備行為)

3 改正後の鳥取県障害者施策推進協議会条例（以下「新条例」という。）第4条第1項に規定する委員の定数の異動により新たに任命す

る委員（以下「新委員」という。）の任命に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（委員の任期の特例）

- 4 新委員の任期は、新条例第4条第3項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員（同条第2項第4号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。）の任期満了の日までとする。